

公益社団法人日本地理学会「吉野正敏研究助成」取扱規程

2017年12月9日理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会（以下、本学会とする。）寄付金等取扱規程第2条(3)に規定する特別寄付金として、吉野和子会員から寄贈された資金を原資に設置された「吉野正敏研究助成」に関して必要事項を定めるものである。

(趣旨)

第2条 本助成は、漆原和子会員による寄贈の趣旨に沿い、気候・気象に関する地理学的研究を振興・発展させるために、日本地理学会の若手会員による気候・気象学に関する調査・研究の助成に充当する。

(助成の対象)

第3条 本助成による助成対象者は、本学会の40歳未満（申請時直後の4月1日現在）の会員とする。

(助成の申請)

第4条 本助成を受けようとする者は、別に定める様式の申請書に必要事項を記入し、本学会理事長宛に申請するものとする。

2 申請の受付期間は、毎年11月1日から11月末日までとする。

(申請の審査)

第5条 申請に対する助成の可否については、本助成審査委員会（以下「委員会」という。）で審査する。

2 委員会は、理事長が指名する会員5名で構成する。

3 委員会は、定款第4条及び本規程第2条の趣旨に基づいて助成候補者を選考する。

4 委員会は、審査結果を翌年1月末日までに理事長に答申する。

(助成の決定)

第6条 理事長は、委員会の答申に基づいて採択者を決定し、申請者に審査結果を文書で通知するとともに、ホームページで公開する。

(助成額および助成件数)

第7条 助成額は、別に定める金額とする。

2 助成件数は、財務状況を勘案して理事長が定める。

3 助成金の交付時期については別に定める。

(義務)

第8条 本助成の交付を受けて行われた調査・研究については、調査実施後に報告書を理事長に提出しなければならない。

2 調査・研究結果については、2年以内に本学会学術大会の場において発表を行わなければならない。

3 本助成の交付を受けて行われた調査・研究をもとに論文または著書を発表する際には、本助成による助成研究である旨を明記しなければならない。

(助成事業の終了)

第9条 本助成事業は、本助成の残額がなくなり次第終了する。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。